

※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			

令和 年 月 日

受付印

法人番号

申告年月日

草加市長あて

所在地  
（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）  
 (電話 )

この申告の基礎

1. 法人税の令和 年 月 日  
 の修正申告書の提出による。  
 2. 法人税の令和 年 月 日  
 の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額  
 又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び  
 資本準備金の額の合算額

期末現在の  
 資本金等の額

代表者氏名  
（ふりがな）  
 氏名

經理責任者  
（ふりがな）  
 氏名

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書※

摘 要		課税標準	税率	法人税割額
		(十億 百万 千 円)		税 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	000		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×24) 23	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			00
均等割額	⑯	月 円×16 12	⑰	00
既に納付の確定した当期分の均等割額			⑱	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			⑲	00
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲			⑳	00
⑳のうち見込納付額			㉑	
差 引 ㉑-㉒			㉒	

関与税理士名

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち草加市分の従業員数	人
合 計		㉓ 人	㉔	㉕

指 定 都 市 に ⑰ の 申 告 計 算	区 名	※ 区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	青色申告書の要否	要・否
					円	解散の日	翌期の中間申告の要否	要・否
					00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		
					00	この申告が中間申告の場合の計算期間		
					00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	本・支店
					00	口座番号(普通・当座)		
					00	還付請求税額		
					00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

(電話)

※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			

令和 年 月 日

受付印

法人番号

申告年月日

草加市長あて

所在地 (電話 )

この申告の基礎

1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。

2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本等

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書

摘要	課税標準	法人税割額			
		税率	税額		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
還付法人税額等の控除額	③				
退職年金等積立金に係る法人税額	④				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0.00			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×24/23)	⑥	0.00			
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦				
税額控除超過額相当額の加算額	⑧				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨				
外国の法人税等の額の控除額	⑩				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪				
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0.00		
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0.00		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0.00		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月 円×16/12	⑰	0.00
	既に納付の確定した当期分の均等割額			⑱	0.00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			⑲	0.00
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲			⑳	0.00	
⑳のうち見込納付額			㉑		
差引 ㉑-㉒			㉒		

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち草加市分の従業員数	人
合計		㉓	㉔	㉕

指 定 都 市 に 申 告 計 算	区名	※ 区 コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	青色申告書の提出の有無	要・否
					円	解散の日	翌期の中間申告の要否	要・否
					0.00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					0.00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		
					0.00	この申告が中間申告の場合の計算期間		
					0.00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	本・支店
					0.00	口座番号(普通・当座)		
					0.00	還付請求税額		
					0.00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

関与税理士名

(電話)

# 法人市民税の税率表

## 1 均等割の税率

資本金等の額 ※	従業者数の合計数 ※	税率(年額)
・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円
1,000万円以下	50人以下	12万円
	50人超	
1,000万円超 1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

(注) 事業所等を有していた月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

※「資本金等の額」とは、地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。ただし、資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

※「従業者数の合計数」とは、草加市内に有する事務所等又は寮等の従業者の数の合計数をいう。

## 2 法人税割の税率

適用区分	税率		
	(平成26年9月30日以前に開始する事業年度)	(平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度)	(令和元年10月1日以後に開始する事業年度)
1 資本金等の額が1億円以上の法人			
2 資本金等の額が1億円未満で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以上の法人	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{8.4}{100}$
3 上記1又は2に該当しない法人	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{9.7}{100}$	$\frac{6.0}{100}$

## 3 法人税割の適用区分の判定

### (1) 資本金等の額

資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、表中の「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

### (2) 法人税割の課税標準となる法人税額

法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以上であるかどうかの判定は、分割法人にあっては分割前の法人税額とし、詳細は次に掲げるところによる。

確定申告 (修正申告)	事業年度が1年の法人	確定(修正)申告書の⑤の額が1,000万円以上であるかどうかによる。
	事業年度が1年に満たない法人	確定(修正)申告書の⑤の額が「1,000万円に法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」以上であるかどうかによる。
中間申告 (仮決算の場合)	事業年度の月数は6月	中間申告書の⑤の額が500万円以上であるかどうかによる。

(注) 事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

ご不明な点につきましては、市民税課までご連絡ください。※地方税法の改正により内容の一部に変更が生じる場合もあります。